

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 6 年 5 月 15 日現在

機関番号：10101

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2020～2023

課題番号：20K06249

研究課題名（和文）日本近海における外国漁船の操業と日本漁船に及ぼす影響の実態分析

研究課題名（英文）Operations by Foreign Fishing Vessels in Japanese Offshore Waters and Analysis of Their Actual Impact on Japanese Fishing Vessels

研究代表者

佐々木 貴文（Takafumi, SASAKI）

北海道大学・水産科学研究院・准教授

研究者番号：00518954

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,600,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、日本近海における外国漁船の操業が日本漁業に及ぼす影響の把握を試みるとともに、安全保障の観点から漁船漁業への外国人労働力導入拡大が内在させる課題の表出等を試みた。分析の結果、東シナ海では中国漁船の展開が引き続き活発で、日本のまき網漁船や底びき網漁船、はえ縄漁船等の操業が制限される状況があった。北部太平洋等では、ウクライナ侵攻を後景に日本漁船に対する「臨検」や拿捕りスク等の高まりが懸念されると同時に、一部ロシアトロール漁船の日本近海への展開意欲の高まり等がみられた。かかる状況下で、日本漁船では外国人依存を拡大しており、漁場ならびに人材の確保という両面で安全保障上の課題が顕在化していた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、日本の漁船漁業が漁場利用条件の悪化や労働環境の厳しさから持続的発展が容易ではなくなっている状況下で、その実態をいくつかの視点から明らかにし、日本漁業の持続的発展策を検討する際の基礎的な知見を提供しようとするものであった。そしてロシアによるウクライナ侵攻や台湾海峡問題など、日本を取り巻く国際情勢が厳しさを増す中で、日本の安全保障を考察する際の新たな視点を漁業分野から提供しようとするものとなっていた。

研究成果の概要（英文）：This study attempted to understand an impact of operations by foreign fishing vessels in Japanese offshore waters on Japanese fishing vessels, and to identify, from the standpoint of food security, potential challenges caused by the increased employment of foreign workforce in the fishing vessel fishery. The analysis found that the active deployment of Chinese fishing vessels in the East China Sea limited the operations by Japanese haul net, trawl, and other fishing vessels. In North Pacific and other offshore waters, there was an increase in risk of visit and seizure in the context of invasion of Ukraine as well as in eagerness of some Russian trawl fishing vessels to deploy to Japanese coastal waters. Under such circumstances, Japanese fishing vessels have increasingly relied on foreign workforce, making food security issues more challenging in terms of both fishing grounds and securing manpower.

研究分野：漁業経済学

キーワード：安全保障 東シナ海 日中漁業協定 日台民間漁業取決め 尖閣諸島 中国 ロシア 台湾

様式 C-19、F-19-1、Z-19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

現在、世界各国は、南シナ海情勢とパラレルの関係にある東シナ海情勢を注視している。南シナ海では、中国によるスプラトリー諸島などでの埋め立て行為や利害関係国による公船・艦艇の展開がみられ、国際社会が懸念を深めている。そしてこれらと連動するように、東シナ海も台湾海峡問題や朝鮮半島情勢、そして尖閣諸島情勢等を睨んで、利害関係国の動きが活発になっている。日本にとっては、中国公船の領海侵入や接続水域への常駐、観測ブイの設置等が確認されている尖閣諸島を巡る情勢の緊張は閑却し得ず、東シナ海は国際的な力学が表面化する海域と化している。

かかる角逐関係は、漁場の玉突き現象(例えば台湾漁船は、南シナ海や台湾海峡での操業が確実ではなくなると東シナ海南部での操業拡大を期待するようになる等)を誘発しており、日本漁船と各国漁船との競合関係が拡大するようになっている。

また日本海では、変動幅が大きい日韓政治の影響を受けることや、竹島を巡る問題がある海域での韓国側の強硬なスタンスもみられ、日本漁船の漁場確保は容易ではない状況がある。日本海については北朝鮮に関する問題からの影響も受けている。

同様に北部太平洋も、サンマやイカなどを主要な漁獲対象とする中国漁船の進出が相次いでおり、これに台湾勢や韓国勢も加わり、日本漁船の操業が容易ではなくなっている。

こうした情勢に対して国際政治学研究などでは、アメリカの相対的な影響力の低下や、中国の「一帯一路」戦略に注目し、今後のさらなる海洋進出等について分析が行われている。また国際法に関係する分野では、中国の「九段線」に関する国際仲裁裁判所の判決をもとに、埋め立てに関する分析を行うなどし、さらに尖閣諸島問題についてはサンフランシスコ体制下におけるアメリカの曖昧政策(アメリカの視点では「中立政策」)との因果関係を指摘するような研究も為されるようになっている。

しかしこうした分析は、政府間のハイレベル交渉や関係当局の動静を解題することにはなっても、現実の漁業等の経済活動に対する具体的な影響や、各国の国民生活に及ぼす影響などの視点がやや不十分といえる。そこで本研究は、困難な海域を生活の場とする漁業者の存在が既往研究から抜け落ちていた状況を踏まえ、日本近海における各国の漁業勢力の生産実態を分析し、現状把握を試みようとした。

すなわち、漁業という現実に展開されている経済活動を媒介に調査・分析することで、東アジア情勢の変化などに起因する諸問題の実際を日本近海に限定して把握・評価し、産業現場から考察を行う内容となっている。

通常、領土・領海を巡る主権問題は、高度な政治問題であり機密保持等の理由で様々なフィルターがかけられるが、本研究は、漁業という現実に存在する産業の変容を捉えることで、かかる国際問題にイデオロギー等の影響を最小限に抑えながら接近することができると考えた。

さらに付言するならば、漁業が紛争を回避し、新たな秩序や漁業管理体制の構築を目指すのであれば、重要なステークホルダーである漁業者の当該海域での操業や漁場利用の実態を理解することを抜きには考えられないはずである。この点も重要な論点になると考えた。

2. 研究の目的

本研究の目的は、日本近海で操業する日本ならびに外国漁船の操業実態と、その動向が日本漁業に及ぼす影響を把握することで、食料の安定供給に果たす役割が大きく、かつ持続的発展が求められる日本の漁船漁業(沖合・遠洋漁業)が直面する今日的課題に接近することにある。

具体的には、東シナ海、日本海、そして道東沖の北部太平洋の各海域を「日本近海」と定義して、各海域での日本漁船を含む各国漁船の操業実態を分析し、日本漁船の操業と経営に及ぼしている影響を漁業経済学の視点から明らかにする。

特に、漁業を媒介とした東アジア情勢のリアルに接近し、中国を軸とした東アジア情勢の変容と漁業生産の連動性を概観するため、東シナ海における、経済規模を拡大させた中国による漁場利用や海洋進出の実態、さらにはその影響に注意を払う。また、ロシアによるウクライナ侵攻を起因とした日韓関係の変化や国際社会における緊張の高まりが、北部太平洋といった日本近海での漁業に及ぼす影響にも注意を払う。

そして、日本近海における日本と近隣諸国との漁業上の関係を把握することで、東アジア情勢の変容とその影響を日本漁業の展開過程に織り込み、今後の安定的な食料生産に必要な知見を得ようとする。さらに漁業という身近に存在する産業から、不安定要素を蓄積しているとされる東アジア情勢を客観化することも目指したい。

3. 研究の方法

本研究課題では、日本近海において各国のいかなる(地域の)漁業勢力が、どのような漁場を利用しているかを分析し、秩序形成や資源管理体制の構築に不可欠な競合関係を明らかにするため、日本各地の主要漁業根拠地においてヒアリング調査などを実施することを想定した。

調査対象とした主な漁業根拠地は、大中型まき網漁業、沖合底びき網漁業、中型イカ釣り漁業、沿岸・近海マグロはえ縄漁業、深海一本釣り漁業が盛んであることを選択の理由とした。

ただし本研究課題は、研究期間のほとんどが新型コロナ感染拡大により社会が混乱した時期と重なることから、現地調査が著しく制限された。このため研究方法を適宜見直し、歴史資料の蒐集や分析・解釈、外国人労働力の導入拡大問題なども含めた食料安全保障に関する分析も課題に加えた。さらに2022年2月、ロシアによるウクライナ侵攻が発生したことも踏まえ、輸入原料を取り扱う水産加工・流通業者などへの調査等も追加した。

なお、外国人労働に関する調査を追加した理由としては、新型コロナ感染拡大により現地調査が進められなかったことに加え、2023年6月の閣議決定により、特定技能の在留資格にかかわる分野別運用方針が変更され、建設分野及び造船・船用工業分野の溶接区分のみが対象となっていた特定技能2号について拡充方針が示され、「熟練した技能」が求められる特定技能2号について漁業分野もその制度の対象となったこと等を踏まえてのことであった。

そのため外国人労働に関する調査では、監督官庁へのヒアリングや漁業センサスの組み換え集計などを実施した。そして漁業分野における外国人就労とのかかわりで、日本の安全保障環境への影響等についても検討することとした。

そのうえで、「国境産業」である漁業で外国人導入が進むことについて、現行制度・規制体系との関係を「外国人漁業の規制に関する法律」(1967年、法律第60号)や、「排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律」(1996年、法律第76号)との関係から分析・考察を行った。

4. 研究成果

(1) 研究成果の概略

本研究課題は、日本近海における外国漁船の操業と日本漁船に及ぼす影響の実態分析を試みるものであった。しかし研究期間のほとんどが、上述の通り新型コロナ感染拡大により社会が混乱した時期と重なることから、現地調査が著しく制限された。

このため様々な視点から「国境産業」である漁業の特質や、漁場利用が難しくなった後景について調査・分析を実施した。具体的には、歴史資料の蒐集や解釈、外国人労働力の導入拡大問題なども含めた食料安全保障に関する分析も課題に加えた。2022年2月のロシアによるウクライナ侵攻があったことも踏まえた措置であった。

各調査・分析結果や論文等での研究成果の発表状況については、後ろに記載される「5. 主な発表論文等」の通りとなるため、詳細は各論文・書籍等に譲るが、概略は以下ようになる。

東シナ海では新「日中漁業協定」により広大な入会漁場が形成されていることで中国漁船の展開が引き続き活発で、日本の大中型まき網漁業や沖合底びき網漁業といった生産力の強い網船が漁場利用の制限を受ける状況が継続していた。東シナ海南部の尖閣諸島周辺海域でも、かかる新「日中漁業協定」の影響に加え、2013年に締結された「日台民間漁業取決め」の影響を受け、沖縄県・宮崎県のマグロはえ縄漁船や、鹿児島県などの一本釣り漁船の活動が制限されていた。

日本海については、大和堆などで中国や北朝鮮の漁船が展開しているものの、日本側の中型イカ釣り漁船がスルメイカの不漁問題を受けて活動量を減らす中、漁場競合も一時期と比べ緩和された状態にあった。山陰沖の日本海では、韓国のカニかご漁船との入会関係があるものの、こちらも漁場利用で「棲み分け」ともいえる均衡的な状態にあり、ことさら角逐が表面化するような状況にはなかった。

北方領土周辺海域やロシアと接する宗谷海峡などでは、ウクライナ侵攻に起因した緊張関係があり、恣意的な「臨検」や拿捕といったリスクの高まりが懸念された。「日口地先沖合漁業協定」に基づいた相互入漁では、こうしたリスクから日本側漁船には例年以上に慎重な操業が求められた。

また漁業拡大を志向するロシアでは、経営体の生産拡大意欲が強い。実際、相互入漁では、サバやイワシ、タラを漁獲するロシアトロール漁船の日本近海(太平洋側)への展開意欲は強く、日本側漁業者の競合に対する懸念が増大したことなどがあり、日本政府は日口漁業委員会会議で問題提起し、日本水域における操業規制を導入した。

こうした状況下で進出したのが、漁業分野をも対象とした外国人労働力の導入拡大政策の展開であった。日本政府は2023年、いずれ「永住権」の取得が可能となるとされる2号特定技能人材の導入拡大策を発表し、受入れ分野を大きく増やした。漁業もその対象となった。

漁業では、「ICT等を活用した効率化や新規就業者の確保・育成に取り組んでいる」ものの、こうした「生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある」として、従来以上の受入れを見込んでいく。

しかし一方で、漁業分野には「外国人漁業規制法」があり、日本の主権と深く関係する領海や排他的経済水域等で生産活動を展開する漁業においては、警察権が及びにくいことや資源流出を回避することなどを理由に、「日本の国籍を有しない者」や「外国、外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの又は外国法に基づいて設立された法人その他の団体」による、「本邦の水域」や「排他的経済水域」における「漁業、水産動植物の採捕」や「探査」などを制限してきた。

ただし、こうした状況は、2号特定技能人材が「永住者」となった場合、規制の対象外となることから変化すると想定される。外国人が漁業協同組合の組合員として漁業を営み、各種漁業権を行使することもあり得る法体系となっているためである。漁業分野での外国人依存は、漁村や漁業の姿を大きく変容させる可能性を包含しているといえた。この点は、外国漁船の「日本近海」での展開と同様、食料安全保障の点からも、また安全保障の観点からも注目される。

(2) 追加課題に関する成果の一部内容

本研究課題では、ロシアによるウクライナ侵攻とその後の台湾海峡問題(中国による「重要軍事演習」の実施)についても、追加課題として日本漁業との関係で調査・分析を行った。以下、日本漁業と関係が深い部分について、分析結果等の一部を示す。

2022年2月24日、ロシアによるウクライナへの全面的な軍事侵攻が始まった。そして2022年3月5日、ロシアは米欧の対口経済制裁に参加した日本を非友好的な行動をとった外国政府・国・地域のリストに加えた。さらに3月21日には、日本との平和条約交渉の中断を表明し、北方四島での共同経済活動に関する協議も停止するとした。

平和条約は、領域主権がおよび範囲を明確にすることで、漁業など国境域での産業の安定に寄与する。中断措置は、今後も引き続き海の境界線が画定できず、日本漁船が不安定な海域で、不可解な拿捕等の取締りリスクに直面しながらの操業を強いられることを意味した。日本政府には、安全操業と漁業権益を確保し、さらには領域主権に関する権利を留保していくことが求められるため、ロシアとの漁業交渉には継続の意思を示す必要があるものの、難しい判断を迫られた。

2022年4月の「日ロさけ・ます漁業交渉」(日ロ漁業合同委員会協議)における、日本側200カイリ水域での日本漁船の操業条件交渉は妥結したものの、ロシア側200カイリ水域での日本漁船の操業条件交渉は、「曳き網によるさけ・ますの試験的な操業について、本年の実施を見送る」としたため、「日ロ政府間協議」は開催を見送る」とこととされた。

日本政府が対応しなければならなかった対口の漁業協議はこれだけではなかった。1984年に発効した「日ソ地先沖合漁業協定」に基づいて設置される日ロ漁業委員会での、日ロ双方の200カイリ水域における日ロ相互の漁獲割当量等の操業条件(無償枠・有償枠)に関する協議もあった。さらに北方四島周辺海域についても、1998年に発効した「北方四島周辺水域における日本漁船の操業枠組み協定」に基づく日ロ政府間協議及び民間交渉や、さらには民間協定である歯舞群島「貝殻島昆布協定」に関する交渉もあった。これらは、日本の漁業者の安全を守るとともに、領域主権に関する日ロ両国の法的な立場を侵害しない前提での難しい交渉となっている。

2022年3月2日の参議院予算委員会で、金子原二郎農林水産大臣(当時)は、敏感な水域で「過去においてちょっと入っただけで拿捕されていますので、今回、より危険が伴うということで、もうそれぞれに注意を勧告いたしております」と発言している。ロシアによるウクライナ侵攻が終結していない現在も、日本の漁業者にとっては、現在進行形の重い課題となっている。

日本近海へのロシア漁船の展開も続いている。1984年発効の「日ソ地先沖合漁業協定」に基づいたもので、日本漁船がロシア水域で確保する有償枠と、日ロ双方が同じ量の漁獲枠を獲得したうえで相互入漁の形で操業する無償枠があるが、後者の相互入漁にかかわってロシア漁船が日本近海で操業する状況がある。

ロシア漁船の操業は活発で、2017年には「日本水域におけるロシア漁船の漁獲実績が、ロシア水域における日本漁船の漁獲実績を上回った状態にある(水産庁『水産白書』2019年)。ここには、日本漁船が欲するサンマやスルメイカ資源が減少する一方で、比較的資源にゆとりがあるイワシやサバ資源を積極的に追い求めるロシアの姿が投影されている。身動きを封じられる日本漁船と、ロシア漁業の着実な成長がうかがえる。

ただし、相互入漁のロシア漁船の操業条件については、日本政府は操業規制を強めていく方向で交渉に臨んでいるようにみえる。2021年12月の「日ロ漁業委員会第38回会議(日ロ地先沖合漁業交渉)」では、相互入漁での漁獲割当量を双方75,000トンとし、前年の90,000トンから15,000トン削減した。

さらに2022年12月の第39回会議では、漁獲割当量を50,000トンまで削減するとともにロシア漁船を対象とした「新たな操業規制等」を導入した。すなわち、「サバ・マイワシを対象とするロシア漁船について、新たに、日本水域全域において3月16日~11月14日は操業禁止するとともに、茨城県沖(北緯37度~北緯35度44.9分)15マイル以内の水域においては周年、操業を禁止」した。さらに「全てのロシア漁船は、日本漁船との間に可能な限り2マイル以上の船間距離をとることとするルールを新たに設定」し、「茨城県沖(北緯37度~北緯35度44.9分)における同時入域隻数を削減(前年6隻→5隻)」することとした。

こうしたロシア漁船に対する操業規制の方向は、2023年12月の第40回会議でも維持され、漁獲割当量を44,000トンに削減するだけでなく、「茨城県沖15マイル以内の周年操業禁止、日本水域全域における3月16日から11月14日までの操業禁止等は前年同を維持」しつつ、「新たに、宮城県の金華山から福島県南端まで(北緯38度18.79分から北緯37度0分まで)の距岸13マイル以内の海域の操業を周年禁止」とした。さらに「岩手県北部から福島県南端まで(北緯40度34.65分から北緯37度0分まで)における同時入域隻数を制限(8隻以内。茨城県沖は6隻(前年5隻)以内。)」とする新規制も導入した。

ロシアによるウクライナ侵攻から約半年後となる2022年8月3日、海上保安庁は午前4時に「日本航行警報」を発表した。そして日本の西端、八重山諸島(石垣市・竹富町・与那国町)の沖合や台湾南部に警報区域を設定した。ナンシー・ペロシ米下院議長が台湾を訪問したことへの対抗とされた、中国の「重要軍事演習」に対応するための設定であった。

中国の「重要軍事演習」は、投入された火力の大きさもさることながら、実施された区域が、

これまでより地理的にかなり踏み込んでいたことで注目された。台湾海峡の中間線、さらには台湾政府が主張する「領海」をも一顧だにしない設定となっていた。

そして日本政府として問題であったのは、波照間島沖合に設定された「重要軍事演習」区域の一つが、日本の排他的経済水域と重複した事実であった。加えて別の軍事演習区域が、与那国島沖合 60km ほどの日本の排他的経済水域境界付近に到達していたことも看過できなかった。

この「重要軍事演習」は、ウクライナ侵攻を背景に、これまでも北方領土問題や漁業問題などで関係が複雑化しがちであったロシアの存在がクローズアップされる中での出来事であり、日本を取り巻く国際環境が、厳しさを増していることを広く知らしめるものとなった。

海上保安庁によって航行警報が出された翌日、防衛省は、8月4日の午後3時から4時過ぎにかけて中国軍が9発の弾道ミサイルを発射、そのうちの半数以上となる5発が日本の排他的経済水域内に「落下」と発表した（防衛省「中国弾道ミサイル発射について」令和4年8月4日）。これは、中国のミサイルが日本の排他的経済水域に「落下」した初めてのケースとされた。

海上保安庁の航行警報を受け、水産庁も2022年8月3日、「漁業安全情報」を発出した。全国の漁業団体や沿岸39都道府県の水産主務課等に向け、「関係漁船に対する注意喚起」を求めた。

沖縄県漁業協同組合連合会（那覇）にも「漁業安全情報」は届いた。沖縄防衛局からも情報提供を受けていた同連合会は、県内各地の構成36漁業協同組合に向けて注意喚起を行うとともに、県漁業無線局に操業中の漁船にも周知するよう要請した。

与那国町漁業協同組合は8月5日、臨時理事会を開催し、所属漁業者に8日までの操業自粛を要請した。コロナ禍の最中とはいえ、魚価が期待できるお盆前、そして観光シーズンの繁忙期に沖に出られない漁業者の経済的損失は小さくなく、苦渋の決断であった。この時期、高級魚であるマチ類（ハマダイやアオダイなど）は、一日平均20万円の水揚げがある。漁業者はもちろんのこと、産地市場での販売手数料が重要な収入源となる漁協にも損失が発生したことになる。

石垣島にある八重山漁業協同組合もやはり、演習区域が漁業者たちにとって大切なマチ類の優良漁場から60kmしか離れていなかったことや、演習区域がマグロはえ縄漁業の漁場そのものであったことから危機意識が高まった。

はたして8月9日に、沖縄県漁業協同組合連合会と漁業協同組合長会が連名で、沖縄県知事に対し、ミサイル落下は「沖縄県漁業者の生命・財産を脅かし、操業に強い不安と深刻な懸念を抱かせる許し難い行為」であると断じ、「沖縄県においては、本県漁業者の安全操業確保のため万全の措置を講ずることを、政府に強く申し入れ、中国側による、このような行為を2度と繰り返さないよう、引き続き厳しい姿勢で臨まれる」ことを要請（「中国による日本排他的経済水域へのミサイル発射に対する抗議要請書」）するにいった。

日本では、ロシアによるウクライナ侵攻や台湾海峡問題の帰趨が不透明な中で、食料安全保障に関する議論に動きがみられるようになってきている。2024年2月27日には「食料供給困難事態対策法案」が閣議決定され、「世界における人口の増加、気候の変動、植物に有害な動植物及び家畜の伝染性疾患の発生及びまん延等により、世界の食料の需給及び貿易が不安定な状況となっていることに鑑み、食料供給困難事態に対応するため」、「特定食料の安定供給の確保のための措置等について定めることにより、食料安全保障の確保に寄与し、もって国民生活の安定と国民経済の円滑な運営の確保に資することを目的とする」（法案第1条）とされた。

かかる議論は、戦争や騒乱によるサプライチェーン寸断が招く食料危機は、カロリーベースの自給率が38%（2022年度）しかない日本でも「対岸の火事」ではなく、懸念されている台湾有事などを想定外としないという意図を含んでいる。さらに視野を広げると、世界人口の増大と食料需要の拡大、気候変動やコロナ危機のようなリスクへの備えが必要となっている状況もある。

一方で政府は、外国人労働力の導入制度である特定技能制度の拡充を続けている。2023年6月9日の閣議決定により、介護分野を除く全ての特定産業分野において、2号特定技能人材の受け入れが可能となった。さらに、2024年3月29日の閣議決定により、「自動車運送業」、「鉄道」、「林業」、「木材産業」の4分野を新たに追加することなどの拡充策が示された。

かかる特定技能制度の拡充と、食料安全保障の議論は、直接的には関係が薄いものと理解することもできるが、農業や漁業、そして一部の飲食料品製造業といった分野に関しては、外国人依存を拡大することが、産業の持続性にマイナスに働き、食料安全保障の視点からは課題だとする見方もできる。実際に、東日本大震災やコロナ禍では、外国人労働力の確保が困難になり、食料生産活動に影響がでた事例がいくつも確認され、報道もなされた。

さらに漁業の場合は、「永住者」の在留資格をもって在留する者等が「外国人漁業規制法」の対象外となることから、漁船漁業で外国人依存が高まり、さらには永住者による漁船漁業経営が現実のものとなった場合、安全保障上、小さくない問題が生じることもあり得る。例えば、日本の主権がおよび一定の「空間」で、外国人が主体的に漁船という「閉鎖空間」を利用することが可能となれば、漁撈活動に付随する「安全保障関連」の情報を得ることも可能となろう。また、時にそうして得た「敏感な情報」を「発信」する機会も出てくる可能性がある。尖閣諸島や竹島、北方領土など、「敏感な海域」で外国人主体の漁船が「操業」を行うことも想定外とはできない。

こうした「近未来」を想像するならば、食料安全保障の観点から中核的な漁船漁業の存続を中長期的な産業政策に位置付けて保護していくとともに、安全保障の視点から過度な外国人依存を必要としない生産体制の確立が重要になると指摘できる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計10件（うち査読付論文 3件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 佐々木貴文	4. 巻 1116
2. 論文標題 日本の安全保障と漁業 - 外国人労働力の導入拡大政策とその「近未来」	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 時事通信社『金融財政ビジネス』	6. 最初と最後の頁 14-17
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Kazuyuki TONE, Takafumi SASAKI	4. 巻 51
2. 論文標題 Changes in Distribution Trends amid Reduced Offshore Squid Catches	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 Journal of the North Japan Fisheries Economics	6. 最初と最後の頁 158-175
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Takafumi SASAKI	4. 巻 68
2. 論文標題 Labor Issues in the Japanese Fishing Industry from a Security Perspective	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 Japanese Journal of Fisheries Economics	6. 最初と最後の頁 17-33
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐々木貴文	4. 巻 681
2. 論文標題 海の平和と漁業協同組合：ウクライナ侵攻で見つめ直す「日台民間漁業取決め」の紛争予防機能	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 一般社団法人日本協同組合連携機構『協同組合研究誌にじ』	6. 最初と最後の頁 40-47
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐々木貴文	4. 巻 93
2. 論文標題 不安定化する「国境」、漁場確保に苦心する「日本漁船」	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 農林中金総合研究所『調査と情報』	6. 最初と最後の頁 20-21
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐々木貴文	4. 巻 11110
2. 論文標題 尖閣諸島「国有化」から10年 - 日本漁業の「公共性」を再確認する	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 時事通信社『金融財政ビジネス』	6. 最初と最後の頁 14-18
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐々木貴文	4. 巻 2022年7月号
2. 論文標題 圧倒する中露、日本漁業は復活できるか	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 PHP研究所『Voice』	6. 最初と最後の頁 128-135
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐々木貴文	4. 巻 54(6)
2. 論文標題 水産業における外国人労働力の導入実態と今後の展望	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 東京水産振興会『水産振興』	6. 最初と最後の頁 1-45
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 佐々木貴文	4. 巻 70 (11)
2. 論文標題 コロナ問題と漁業・水産加工業 - 外国人労働者を取り巻く環境変化に注目して -	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 全農林労働組合『農村と都市をむすぶ』	6. 最初と最後の頁 28 - 36
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐々木貴文	4. 巻 65 (1)
2. 論文標題 あい路にある沿岸漁業が模索し始めた抜け道とは	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 漁業経済学会『漁業経済研究』	6. 最初と最後の頁 1 - 17
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件 (うち招待講演 3件 / うち国際学会 0件)

1. 発表者名 佐々木貴文
2. 発表標題 漁船漁業における外国人依存とその課題 - コロナ問題と海技士不足に注目して -
3. 学会等名 北海道経済学会2021年度大会シンポジウム (招待講演)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 佐々木貴文
2. 発表標題 新型コロナ危機下の水産業と北海道
3. 学会等名 北海道農業経済学会2021年度大会シンポジウム (招待講演)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 佐々木貴文
2. 発表標題 あい路にある沿岸漁業が模索し始めた抜け道とは
3. 学会等名 漁業経済学会第67回大会シンポジウム（招待講演）
4. 発表年 2020年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 佐々木 貴文	4. 発行年 2021年
2. 出版社 角川書店（KADOKAWA）	5. 総ページ数 256
3. 書名 東シナ海 漁民たちの国境紛争	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------